

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等:平成30年10月25日現在

福島県		出荷制限	撰取制限
原乳		1市4町2村 ^{※1}	—
野菜類	非結球性葉菜類 (ホウセンショ、コマツナ等)		1市4町2村 ^{※2}
	結球性葉菜類 (キャベツ等)		
	アブラ科の花苔類 (ブロッコリー、カリフラワー等)		
	カブ		—
	原本木シタケ(露地栽培)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、相馬市、南相馬市、田村市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、川俣町、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楢葉町、広野町、飯館村、葛尾村、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)	飯館村
	原本木シタケ(施設栽培)	川俣町	—
	原本木ナメコ(露地栽培)	伊達市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原本木シタケ(施設栽培)を除く。)	—
	相馬市、いわき市		—
	キノコ類 (野生のものに限る。)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、会津若松市、喜多方市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、下郷町、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、北塩原村、昭和村、川内村、葛尾村、飯館村	南相馬市 いわき市 棚倉町
	西会津町(ナメコムキタケを除く。)	会津美里町(ムキタケを除く。)	
	只見町(ナメコ、ムキタケ、クリタケ、マイタケを除く。)		
穀類	タケノコ	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、川俣町、三春町、広野町、楢葉町、新地町、大玉村、天栄村、西郷村、川内村、葛尾村	—
	ワサビ (畑において栽培されたものに限る。)	川俣町(木山屋の区域に限る。)	—
	ウド(野生のものに限る。)	伊達市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理されるワサビ(畑において栽培されたものに限る。)を除く。)	—
	クサソテツ(こごみ)	須賀川市、相馬市、古殿町、楢葉町、川内村、葛尾村	—
	クサソテツ(こごみ) (野生のものに限る。)	福島市、二本松市、伊達市、郡山市、田村市、相馬市、桑折町、国見町、川俣町、古殿町、三春町、広野町、楢葉町、大玉村、葛尾村	—
	コシアブラ	南相馬市	—
	コシアブラ(野生のものに限る。)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、会津若松市、喜多方市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、南会津町、広野町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、北塩原村、昭和村、川内村、葛尾村	—
	ゼンマイ	西会津町、只見町	—
	ゼンマイ(野生のものに限る。)	二本松市、郡山市、須賀川市、田村市、相馬市、南相馬市、いわき市、川俣町、楢葉町、川内村、葛尾村	—
	ウワバミソウ(野生のものに限る。)	広野町、大玉村	—
水産物	タラノメ(野生のものに限る。)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、川俣町、鏡石町、古殿町、塙町、猪苗代町、広野町、新地町、大玉村、天栄村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、川内村、葛尾村	—
	フキ	葛尾村	—
	フキ(野生のものに限る。)	桑折町、楢葉町、天栄村	—
	フキノトウ(野生のものに限る。)	福島市、伊達市、本宮市、郡山市、田村市、相馬市、南相馬市、桑折町、国見町、川俣町、広野町、楢葉町、葛尾村	—
	ワラビ	伊達市、南相馬市、川俣町、楢葉町、鮫川村、葛尾村	—
	ワラビ(野生のものに限る。)	福島市、二本松市、喜多方市、いわき市、広野町	—
	ウメ	南相馬市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字祐木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)	—
	ユズ	福島市、南相馬市	—
	クリ	伊達市、南相馬市	—
	キウイフルーツ	南相馬市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字祐木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)	—
穀類	米(平成23年産)	福島市(旧福島市及び旧小国町の区域に限る。)、二本松市(旧渋川村の区域に限る。)、伊達市(旧堰本村、旧柱沢村、旧富成村、旧掛田町、旧小国町及び旧月館町の区域に限る。)	—
	米(平成24年産)	※3(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)	—
	米(平成25年産)	※4(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)	—
	米(平成26年産)	※5(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)	—
	米(平成27年産)	※6(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)	—
	米(平成28年産)	※7(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)	—
	米(平成29年産)	※8(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)	—
	米(平成30年産)	※9(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)	—
	ヤマメ(養殖を除く。)	我元湖、猪苗代湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの中に入流する河川(支流を含む。ただし、酸川(支流を含む。)を除く。)、大田川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。)、日橋川(のうら東京電力株式会社金川発電所の上流(支流を含む。))、真野川(支流を含む。)並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。)	新田川 (支流を含む。)
水産物	ウグイ	秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの中に入流する河川(支流を含む。)、長瀬川(支流を含む。)、真野川(支流を含む。)並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。)	—
	ウナギ	福島県内の阿武隈川(支流を含む。)	—
	アユ(養殖を除く。)	真野川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。)及び福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)	—
	イワナ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの中に入流する河川(支流を含む。)、長瀬川(支流を含む。)、真野川(支流を含む。)	—
	コイ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの中に入流する河川(支流を含む。)、阿賀川のうち大川ダムの下流(支流を含む。)、長瀬川(支流を含む。)並びに東京電力株式会社金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。)、長瀬川(支流を含む。)	—
	フナ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの中に入流する河川(支流を含む。)、阿賀川のうち大川ダムの下流(支流を含む。)、長瀬川(支流を含む。)、真野川(支流を含む。)並びに福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)	—
	水産物7種 ^{※10}	最大高潮時海岸線上帝城福島南県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城南県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	—
	牛の肉 ^{※11}	全域、ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。	—
肉	イノシシの肉	全域	6市10町4村 ^{※12}
	カルガモの肉	全域	—
	キジの肉	全域	—
	クマの肉	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、会津若松市、喜多方市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西金町、楢葉町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、北塩原村、湯川村、昭和村、川内村、葛尾村、飯館村	—
	ノワサギの肉	全域	—
	ヤマドリの肉	全域	—

*1 南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、富岡町(平成25年3月7日付け指示により設置された帰還困難区域に限る。)、大熊町、双葉町、浪江町(平成25年3月7日付け指示により設置された帰還困難区域に限る。)、葛尾村(平成25年3月7日付け指示により設置された帰還困難区域に限る。)

※2.高齢者・障害者(平成21年3月1日付に限り)に対する「被曝困難区域に限る」及び飯舘村(平成24年6月15日付)に対する「被曝困難区域に限る」、宍道町(平成25年3月1日付)に対する「被曝困難区域に限る」、土佐町(平成24年11月20日付)に対する「被曝困難区域に限る」、那贺町(平成25年2月3日付)に対する「被曝困難区域に限る」。

次回 南高橋町 平成24年3月19日付(17指標)により設置された帰宅困難区域に限る。、前回(平成24年3月19日付)指標により設置された帰宅困難区域に限る。、(ア)大字町) 平成24年3月19日付(17指標)により設置された帰宅困難区域に限る。、(イ)浪江町) 平成25年3月19日付(17指標)により設置された帰宅困難区域に限る。、(ウ)飯殿町) 平成24年1月15日付(17指標)により設置された帰宅困難区域に限る。

※福島県庁北館、柏原町（福島第一原子力発電所から半径20キロメートル範囲内の区域を除く。）、川内村（福島第一原子力発電所から半径20キロメートル範囲内の区域を除く。）、市田村（郡路町・船引町・船引山中字小塙及び下馬尻、常葉町・栗原並びに市内有林福島森林管理課251林班の一部、252林班、253林班までの一部、255林班から270林班まで、283林班から300林班まで及び303林班から305林班までの一部の区域を除く。）、南相馬市（福島第一原子力発電所から半径20キロメートル範囲内の区域を除く。）

利、小督寺山、南向同除)を譲り、旧平田、旧遠藤家、旧野野村谷、白水原村に亘る日吉山の区域に限る。」に従う。『伊達市史』月替暦館閣下、不捨翁、川前田、向薙及び幾原に限る。」及び月替暦時田北、川前田、西及び大森山に限る。」とある。保原町役場、河原田東、栗原、川前田、向薙及び幾原に限る。」に従う。『旧源氏本居宣長著、源氏物語』卷一、源氏物語解説、伊達市立図書館蔵。

*4 佐世保市は佐世保市役所の周辺に位置する。佐世保市役所の北側には「佐世保市役所前」バス停がある。佐世保市役所の南側には「佐世保市役所」バス停がある。佐世保市役所の東側には「佐世保市役所前」バス停がある。佐世保市役所の西側には「佐世保市役所」バス停がある。

津を除く)に限る。」下江、小笠、喜球、江井、米崎、小木曾、大字、田坂、字、宇佐、弥勒寺、字、御宿町、字、中野、大字、山口、字、神田、高木、北川原、字、尾坂、字、柳原、字、利用町の区間に限る。」(この地に「尾坂」に限る。)並に「上庄在及び「下庄」林野の区域に限る。」(この地に「下庄」に限る。)又「庄内在及び「庄外」林野の区域に限る。」(この地に「庄外」に限る。)又「庄外在及び「庄内」林野の区域に限る。」(この地に「庄内」に限る。)又「庄内在及び「庄外」林野の区域に限る。」(この地に「庄外」に限る。)又「庄外在及び「庄内」林野の区域に限る。」(この地に「庄内」に限る。)

に限る。)伊達市(旧稻根本村、旧沢尻村、旧富成村、旧舟出村、旧小国村及び川辺村の区域に限る。)、本巣市(山木屋並びに町内国有林福島森林管理署161林班から165林班まで及び167林班の区域に限る。)、大玉村(旧玉井村の区域に限る。)、広野町(猪名川町内及び飯能町・長泥並びに川内国有林福島森林管理署2304林班と2305林班及び2312林班までに限る。)、川原町(山木屋並びに町内国有林福島森林管理署2312林班までに限る。)

*5 福島県南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る)、川俣町(平成25年8月7日付け指示により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る)、猪苗田町・宮園町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る)。

跨区域を除く)に限る。)大町駅(平成24年11月30日付け指示により設定された)は、被災困難区域を除く)に限る。)、双葉駅(平成25年5月7日付け指示により設定された)は、被災困難区域を除く)に限る。)浪江駅(平成25年3月7日付け指示により設定された)は、被災困難区域を除く)に限る。)川内駅(平成24年3月30日付け指示により設定された)は、被災困難区域を除く)に限る。)莫来村(平成25年5月7日付け指示により設定された)は、被災困難区域を除く)に限る。)及び飯舘村(平成24年4月15日付け指示により設定された)

*6 保育園・幼稚園（平成25年2月20日付）は指云に「上級設立された居住制限区域及び游歩指云解除準備区域に限る。」、川根町（平成25年2月7日付）は指云に「上級設立された居住制限区域及び游歩指云解除準備区域に限る。」、椎葉町、高岡町（平成25年2月7日付）は指云に「上級設立された

次回は、平成24年4月7日付けで「区域図改定案」が提出され、平成25年3月7日付けで「区域図改定案」が認可された。また、平成25年3月7日付けで「区域図改定案」が認可された。

熱延焼区域を除く区域に限る。)及び最終行(平成24年6月30日)付小により設定された後注釈既存区域の延焼区域を除く区域に限る。)及び最終行(平成24年6月30日)付小により設定された熱延焼区域を除く区域に限る。

※7 福島県南相馬市平成25年3月10日付け指示により設定期定された「居住制限措置及び避難指示解除準備区域」に該当する。福島県、宮城県、岩手県、青森県、新潟県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、大分県、熊本県、鹿児島県、宮崎県に該当する。また、大分県、熊本県、鹿児島県、宮崎県は、平成25年3月10日付け指示により設定期定された「避難困難区域」を除く。

*8 福島県農業振興局(平成24年8月30日付指示)により設定された居留制限区域又は避難指示解除準備区域に限る。(川俣町(平成25年8月7日付指示)により設定された居留制限区域又は避難指示解除準備区域に限る)、(猪苗代町(平成24年6月15日付指示)により設定された居留制限区域又は避難指示解除準備区域に限る)。

遷避困難区域を除く区域に限る)、大府町(平成24年11月30日付指針により定められた被災困難区域を除く区域に限る)、双葉町(平成25年5月10日付指針により定められた被災困難区域を除く区域に限る)、浪江町(平成25年3月5日付指針により定められた被災困難区域を除く区域に限る)、川内村(平成26年1月28日付指針により定められた被災困難区域を除く区域に限る)、高見村(平成25年5月7日付指针により定められた被災困難区域を除く区域に限る)及び伊賀市(平成24年1月15日付指针により定められた被災困難区域を除く区域に限る)。

*9 福岡県川口原町（平成25年8月7日付け指示により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。）、富岡町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、大熊町（平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く

（区域に限る）、双葉町（平成25年5月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る）、浪江町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）

*10 ウミタコガ、カサゴ、クロダイ、サクマラス、スマガレイ、ムラニギビスガイ
*11 当該県において銅漁業を行っている生について、県への移動(12月龄前後の牛の毛を除く)及び畜産への出荷を差し控えるよう要請

※12 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、相馬市、南相馬市、桑折町、国見町、川俣町、広野町、猪葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、川内村、葛尾村、飯舘村

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等:平成30年10月25日現在

青森県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	青森市、十和田市、鰐ヶ沢町、階上町(ナラタケを除く。)
岩手県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	大船渡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ヶ崎町、平泉町、住田町、大槌町、山田町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	原木クリタケ(露地栽培)	一関市、奥州市
	原木ナメコ(露地栽培)	一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市
	キノコ類(野生のものに限る。)	大船渡市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木ナメコ(露地栽培)を除く。)
	タケノコ	一関市、陸前高田市(旧矢作村、旧横田村の区域に限る。)、奥州市
	コシアブラ	盛岡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、釜石市、奥州市、住田町
	ゼンマイ	一関市、奥州市、住田町
	セリ(野生のものに限る。)	奥州市
	ワラビ(野生のものに限る。)	一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、平泉町
	クロダイ	最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
水産物	イワナ(養殖を除く。)	砂鉄川(支流を含む。)
	牛の肉 ^{※1}	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	シカの肉	全域
	クマの肉	全域
肉	ヤマドリの肉	全域
宮城県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	石巻市、白石市、東松島市、蔵王町、丸森町、宮谷市 仙台市、氣仙沼市、名取市、角田市、登米市、栗原市、大崎市、七ヶ宿町、村田町、川崎町、大和町、大衡村、色麻町、加美町、南三陸町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	キノコ類(野生のものに限る。)	仙台市、栗原市、大崎市、村田町
	タケノコ	栗原市(旧築館町、旧志波姫町、旧高清水町、及び旧瀬峰町及び旧若柳町の区域を除く。)、丸森町(旧耕野村、旧丸森町及び旧小斎村の区域を除く。)
	クサソテツ(こごみ)	栗原市
	コシアブラ	氣仙沼市、登米市、栗原市、大崎市、七ヶ宿町、大和町、南三陸町
	ゼンマイ	氣仙沼市、大崎市、丸森町
	タラノメ(野生のものに限る。)	栗原市、大崎市
	ワラビ(野生のものに限る。)	大崎市、加美町
	クロダイ	最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	イワナ(養殖を除く。)	一迫川のうち花山ダムの上流(支流を含む。)、江合川のうち鳴子ダムの上流(支流を含む。)、基石川のうち釜房ダムの上流(支流を含む。)、三迫川のうち栗駒ダムの上流(支流を含む。)、名取川のうち秋保大滝の上流(支流を含む。)、二迫川のうち荒砥沢ダムの上流(支流を含む。)、広瀬川(支流を含む。)及び松川(支流を含む。)ただし、鶴川及びその支流並びに澄川4号堰堤の上流を除く。)
水産物	アユ(養殖を除く。)	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、白石川の白幡堰堤より上流、五福谷川、内川の合流地点より上流及び雄子尾川の金栄橋より上流水域を除く。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	白石川(支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)及び同県内の北上川(支流を含む。)
	ウグイ	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)及び同県内の北上川(支流を含む。)
	牛の肉 ^{※1}	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
肉	イノシシの肉	全域
	クマの肉	全域
	シカの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるシカの肉を除く。
山形県		出荷制限
肉	クマの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるクマの肉を除く。
茨城県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	行方市、小美玉市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く) 土浦市、ひたちなか市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、鉾田市、つくばみらい市、茨城町、阿見町
	原木シイタケ(施設栽培)	土浦市、鉾田市、茨城町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く)
	タケノコ	北茨城市、鉾田市、大洗町
	コシアブラ(野生のものに限る。)	白石市、常陸太田市、常陸大宮市、城里町
	アメリカナマズ(養殖を除く。)	霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川
水産物	ウナギ	茨城県内の利根川のうち境大橋の下流(支流を含む。ただし、霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川を除く。)
	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。

*1 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。)及び畜塙への出荷を差し控えるよう要請

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等:平成30年10月25日現在

栃木県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	矢板市、上三川町、壬生町、塩谷町、那須町 宇都宮市、足利市、栃木市(旧岩舟町の区域を除く。)、鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、那須塩原市、さくら市、益子町、那須烏山市、茂木町、市貝町、芳賀町、高根沢町、那珂川町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	原木シイタケ(施設栽培)	鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、芳賀町、壬生町、那須町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。)
	原木クリタケ(露地栽培)	宇都宮市、足利市、佐野市、鹿沼市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、塩谷町、高根沢町
	原木ナメコ(露地栽培)	佐野市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、壬生町、那須町、那珂川町
	キノコ類(野生のものに限る。)	鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、益子町、茂木町、塩谷町、那須町、那珂川町
	タケノコ	日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須町
	クサソテツ(ごごみ)(野生のものに限る。)	大田原市、那須塩原市、那須町
	コシアブラ(野生のものに限る。)	宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、茂木町、市貝町、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町
	サンショウ(野生のものに限る。)	宇都宮市、日光市、大田原市、那須塩原市
	ゼンマイ(野生のものに限る。)	鹿沼市、日光市、那須町
	タラノメ(野生のものに限る。)	宇都宮市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、市貝町、塩谷町、那須町
	ワラビ(野生のものに限る。)	宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市
肉	牛の肉 ^{※1}	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。
	シカの肉	全域
群馬県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	沼田市、安中市、長野原町、東吾妻町、みなかみ町、嬬恋村、高山村
	こしあぶら(野生のものに限る。) ^{※2}	前橋市(旧富士見村に限る。)、沼田市、渋川市(旧伊香保町に限る。)、藤岡市(旧藤岡市に限る。)、みどり市(旧勢多郡東村に限る。)、下仁田町、中之条町、長野原町、草津町、みなかみ町、嬬恋村、片品村及び川場村
	たらのめ(野生のものに限る。) ^{※2}	前橋市(旧富士見村に限る。)、高崎市(旧倉渕村に限る。)、沼田市(旧利根村に限る。)、渋川市(旧渋川市に限る。)、吉岡町、中之条町(旧中之条町に限る。)及び川場村
水産物	イワナ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)
肉	イノシシの肉	全域
	クマの肉	全域
	シカの肉	全域
	ヤマドリの肉	全域
埼玉県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町
千葉県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	流山市、八千代市、我孫子市、白井市 千葉市、佐倉市、君津市、富津市、印西市、山武市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	原木シイタケ(施設栽培)	君津市、富津市、山武市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。)
水産物	ギンブナ	手賀沼及び手賀沼に流入する河川(支流を含む。)並びに手賀川(支流を含む。)
	コイ	千葉県内の利根川のうち境大橋の下流(支流を含む。)ただし、印旛排水機場及び印旛水門の上流、両総用水第一揚水場の下流、八筋川、与田浦並びに与田浦川を除く。)
	ウナギ	千葉県内の利根川のうち境大橋の下流(支流を含む。)ただし、印旛排水機場及び印旛水門の上流、両総用水第一揚水場の下流、八筋川、与田浦並びに与田浦川を除く。)
肉	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。
新潟県		出荷制限
野菜類	コシアブラ(野生のものに限る。)	魚沼市、南魚沼市、湯沢町及び津南町
肉	クマの肉	全域(佐渡市及び粟島浦村を除く。)
山梨県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	富士吉田市、富士河口湖町、鳴沢村
長野県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	軽井沢町、御代田町 小諸市、佐久市、小海町、佐久穂町、南牧村(マツタケを除く。)
	コシアブラ	長野市、中野市、軽井沢町、木島平村、野沢温泉村
	シカの肉	軽井沢町 富士見町(ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるシカの肉を除く。)
静岡県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、小山町

※1 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。)及び畜場への出荷を差し控えるよう要請

※2 旧市町村は平成15年3月31日時点のもの

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成30年10月25日現在

※ [] の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成30年10月25日現在

※ [REDACTED] の箇所は、出荷制限の対

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成30年10月25日現在

REFERENCES

群馬県		出荷制限
水産物	ヤマメ(繁殖を除く。)	H24.4.10～H25.1.22制限: 群馬県内の渡良瀬川のうち白石市足尾町内の区間(支流を含む)、利根川との合流点から下流の部分に限る。) H24.4.10～H25.3.28制限: 佐野市(支流を含む。)
	イワナ(繁殖を除く。)	H24.6.20～H25.12.17制限: 群馬県内の渡良瀬川のうち白石市足尾町内の区間(支流を含む。)
	ウグイ(繁殖を除く。)	H24.5.30～H25.6.23制限: 群馬県内の渡良瀬川のうち白石市足尾町内の区間(支流を含む。)
	牛の肉	H24.5.30～H25.6.23制限: 大里川(支流を含む)、たじ川、喜井川及びその支流を除く。)
肉	イノシシの肉	H24.5.30～H25.6.23制限: 大里川(支流を含む)、喜井川(支流を含む)。
	シカの肉	H24.5.30～H25.6.23制限: 大里川(支流を含む)。
その他	茶	H23.7.5～H24.1.16制限: 各市、 H23.8.2～H24.1.16制限: 大里川。
		H23.8.2～H25.5.31制限: 茶を除く。
群馬県		出荷制限
農産物	ホウズキ(ワ)	H23.3.21～4.8制限: 全域
	カブナ	H23.3.21～4.8制限: 全域 H24.4.16～: 高崎市、高岡町、高岡村
	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.4.16～: 高崎市 H24.5.15～: 高岡町 H24.5.22～: 高岡村
	こしあぶら(野生のものに限る。)	群馬県(旧高崎市至村に限る。)、高崎市、高岡町(旧高岡村に限る。)、みどり市(旧多胡郡美郷町に限る。)、下仁田町、中之条町、高崎町、草津町、みなみ町、酒折町、片品町及び高崎市(平成29年4月1日以後のもの)
水産物	たらのめ(野生のものに限る。)	H24.4.27～: 田代町(旧高崎市至村に限る。)、高崎市(旧高岡村に限る。)、みどり市(旧多胡郡美郷町に限る。)、下仁田町、中之条町、高崎町、草津町、みなみ町、酒折町、片品町及び高崎市(平成29年4月1日以後のもの)
	ヤマメ(繁殖を除く。)	H24.4.27～H25.1.19制限: 漢那川(支流を含む。) H24.4.27～H25.4.25制限: 小川(支流を含む。)及び桶ノ木川(支流を含む。)
	イワナ(繁殖を除く。)	H24.4.27～H25.1.19制限: 美郷のうち田代町の上流(支流を含む。)
	牛の肉	H24.8.8～H25.6.28制限: 漢那川(支流を含む。)
肉	イノシシの肉	H24.10.16～: 全域
	クマの肉	H24.4.16～: 全域
その他	シカの肉	H24.4.16～: 全域
	ヤマリの肉	H28.1.22～: 全域
その他	茶	H23.8.0～H25.5.28制限: 相模市 H23.8.0～H25.5.7制限: 湘川市
埼玉県		出荷制限
農産物	キンモ類(野生のものに限る。)	H24.4.16～: 関野町、羽生町 H24.5.22～: 上戸沢町 H24.11.1～: 鳩山町
千葉県		出荷制限
農産物	ホウズキ(ワ)	H23.4.4～4.22制限: 埼玉市、春日部市、多古町
	シコロ芋、チンゲンサイ、サンチュ	H23.4.4～4.22制限: 埼玉市
	ハゼリ	H23.4.4～4.22制限: 埼玉市
	セルリー	H24.4.5～H25.10.23制限: 市原市、木更津市
農産物	タケノコ	H24.4.6～H25.1.14制限: 宮原町 H24.4.6～H25.2.1制限: 我孫子市 H24.4.11～H25.1.22制限: 柏市、白井市 H24.4.11～H25.10.23制限: 八千代市
	新木シイタケ(露地栽培)	H24.4.11～H25.1.14制限: 露地栽培地(以下同じ。)、朝霞市(以下同じ。)、蕨市の若葉計画園(以下同じ。)及び管理される新木シイタケ(露地栽培地)は生物汚染の対象から除外。 H24.4.11～H25.1.14制限: 露地栽培地(以下同じ。)、蕨市の若葉計画園(以下同じ。)及び管理される新木シイタケ(露地栽培地)は生物汚染の対象から除外。 H24.4.11～H25.1.14制限: 露地栽培地(以下同じ。)、蕨市の若葉計画園(以下同じ。)及び管理される新木シイタケ(露地栽培地)は生物汚染の対象から除外。 H24.4.11～H25.1.14制限: 露地栽培地(以下同じ。)、蕨市の若葉計画園(以下同じ。)及び管理される新木シイタケ(露地栽培地)は生物汚染の対象から除外。 H24.4.11～H25.1.14制限: 露地栽培地(以下同じ。)、蕨市の若葉計画園(以下同じ。)及び管理される新木シイタケ(露地栽培地)は生物汚染の対象から除外。 H24.4.11～H25.1.14制限: 露地栽培地(以下同じ。)、蕨市の若葉計画園(以下同じ。)及び管理される新木シイタケ(露地栽培地)は生物汚染の対象から除外。
	新木シイタケ(施設栽培)	H24.4.11～H25.1.14制限: 施設栽培地(以下同じ。)、蕨市の若葉計画園(以下同じ。)及び管理される新木シイタケ(露地栽培地)は生物汚染の対象から除外。 H24.4.11～H25.1.14制限: 施設栽培地(以下同じ。)、蕨市の若葉計画園(以下同じ。)及び管理される新木シイタケ(露地栽培地)は生物汚染の対象から除外。
	ポンブナ	H24.7.6～: 年度毎に供給量に応じてする新木シイタケ(露地栽培地)は生物汚染の対象から除外。
水産物	コイ	H23.7.2～: 年度毎に供給量に応じてする新木シイタケ(露地栽培地)は生物汚染の対象から除外。
	ワナギ	H23.11.1～: 千葉県内の河川(うち大堀川下流)を除く。ただし、印旛用水道及び印旛水門の上流、印旛用水道一筋水堀場の下流、八源川、年瀬川及び二本細川を除く。)
肉	イノシシの肉	H24.11.6～H25.1.16制限: 全域(他の定める出荷・検疫方針に従つて管理されるイノシシの肉を除く。)
	茶	H23.6.2～H24.5.21制限: 大里白里町 H23.7.4～H24.5.21制限: 藤井原町 H23.8.2～H24.5.25制限: 八千代市 H23.8.2～H24.5.28制限: 野田市、富里市、山武市 H23.8.2～H25.5.13制限: 佐野市
神奈川県		出荷制限
その他	茶	H23.8.2～8.29制限: 南足柄市 H23.8.23～9.12制限: 松田町、山北町 H23.8.2～10.14制限: 爱甲郡、清川村 H23.8.23～10.26制限: 相模原市
		H23.8.27～10.26制限: 中郡町 H23.8.27～10.26制限: 伊勢原市 H23.8.27～10.26制限: 三浦市 H23.8.2～H24.10.19制限: 通志郡南
新潟県		出荷制限
農産物	コンブ(野生のものに限る。)	H20.4.8～: 魚沼市、南魚沼市 H20.5.21～: 南魚沼市、御所町
	肉	H24.1.8～: 余市(余市町及び根室町を除く。)
山形県		出荷制限
農産物	キンモ類(野生のものに限る。)	H24.10.29～: 富士吉田市、富士河口湖町、地熱村
長野県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.4.20～: 飯田町、飯田市 H24.4.20～: 小川町、飯田市、マツタケを除く。 H24.4.20～: 飯田町、飯田市、マツタケを除く。 H24.4.20～: 飯田町、飯田市、マツタケを除く。
	コシアラ	H24.4.21～: 飯田町、飯田市 H24.4.21～: 中御所、御所温泉 H24.4.22～: 不破代町
	肉	H24.12.1～H25.1.21制限: 飯田町、飯田市 H24.12.1～H25.1.21制限: 富士吉田市、富士河口湖町、地熱村
静岡県		出荷制限
農産物	キンモ類(野生のものに限る。)	H24.11.6～: 御殿場市、小山町 H25.10.3～: 富士宮市、富士市 H25.14.7～: 静岡市

*****の箇所は、出荷制限の対象。

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する摂取制限の指示の実績・平成30年10月25日現在

福島県	摂取制限	
H23.3.23～下記の地域以外		
	H23.3.23～5.4解除：白河市、いわき市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、瑞町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村	
	H23.3.23～5.11解除：会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村	
	H23.3.23～5.25解除：新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。）	
	H23.3.23～6.1解除：郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、玉栄村、玉川村、平田村	
非結球性葉菜類（ホウレンソウ、コマツナ等）	H23.3.23～6.23解除：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）、大玉村	
	H23.3.23～11.4解除：広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）	
	H23.3.23～H25.3.29解除：田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）	
	H23.3.23～H27.2.18解除：柏葉町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）	
	南相馬市（平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、原町区高倉字吹屋峰、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。）、川俣町（山木屋の区域に限る。）、葛尾村（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）	
	H23.3.23～H29.3.14解除：富岡町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、大熊町（平成24年1月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、浪江町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、飯舘村（平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）	
H23.3.23～下記の地域以外		
	H23.3.23～4.27解除：会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村	
	H23.3.23～5.4解除：郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。）、川俣町（山木屋の区域に限る。）、葛尾村（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）	
結球性葉菜類（キャベツ等）	H23.3.23～5.11解除：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）、大玉村、白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、瑞町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村	
	H23.3.23～5.25解除：新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。）、川俣町（山木屋の区域に限る。）、葛尾村（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）	
	H23.3.23～H29.3.14解除：富岡町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、大熊町（平成24年1月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、浪江町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、飯舘村（平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）	
野菜	H23.3.23～H25.3.29解除：田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）	
	H23.3.23～H27.2.18解除：柏葉町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）	
	南相馬市（平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。）、川俣町（山木屋の区域に限る。）、葛尾村（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）	
	H23.3.23～H29.3.14解除：富岡町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、大熊町（平成24年1月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、浪江町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、飯舘村（平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）	
H23.3.23～下記の地域以外		
	H23.3.23～4.27解除：白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、瑞町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村	
	H23.3.23～5.4解除：いわき市	
	H23.3.23～5.11解除：郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村	
アブラナ科の花菜類（ブロッコリー、カリフラワー等）	H23.3.23～5.18解除：会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多方市、北塩原村、西会津町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和町、南会津町、下郷町、柏葉岐村、只見町	
	新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。）、川俣町（山木屋の区域に限る。）、葛尾村（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）	
	H23.3.23～H29.3.14解除：富岡町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、大熊町（平成24年1月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、浪江町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、飯舘村（平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）	
原木シイタケ（露地）	H23.4.13～：飯舘村	
キノコ類（野生のものに限る。）	H23.9.8～：棚倉町（※菌根菌に属する野生キノコに限る。）	
	H23.9.15～：いわき市、棚倉町	
	H23.9.20～：南相馬市	
水産物	イカナゴの稚魚 ヤマメ（養殖を除く。）	H23.4.20～H24.6.22解除：全域 H24.3.29～：新田川（支流を含む。）
肉	イノシシの肉	H23.11.9～：相馬市、南相馬市、広野町、柏葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、川内村、葛尾村、飯館村 H23.11.25～：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村

※[]の箇所は摂取制限の対象